

## 品川区省エネルギー家電設置助成事業実施要綱

制定 令和6年3月29日区長決定  
要綱第207号

### (目的)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）の住宅に、既設の機器のリサイクルをともなう省エネルギー家電（以下「省エネ家電」という。）の買い替えに要する経費の一部を助成することにより、省エネ家電の普及を促進し、家庭における二酸化炭素の排出量および電力消費量の削減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところとする。

- (1) 区民 品川区の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 省エネ家電 日本産業規格C9901（目標年度2027年度）に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上のエアコンディショナー（以下「エアコン」という。）および日本産業規格C9901（目標年度2021年度）に基づく省エネルギー基準達成率が105%以上の電気冷蔵庫（以下「冷蔵庫」という。）、またはそれらに準じた性能であると区が認めるもの。

### (助成対象者)

第3条 この要綱による助成対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 省エネ家電を設置する住居に住所を有している区民であること。
- (2) 住民税を滞納していないこと。
- (3) 本人または同一世帯の者が、同種の省エネ家電について、過去にこの要綱に基づく助成金その他これに類するものを受けていないこと。

### (助成対象機器)

第4条 この要綱による助成の対象となる省エネ家電（以下「助成対象機器」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす省エネ家電とする。

- (1) 助成対象者が居住する住宅に設置するものであること（対象機器を設置する建物を居住用途以外にも供している場合は、自己の居住用途に

- 供する個人住宅部分に設置すること)。
- (2) 既設の機器のリサイクルをともなう設置であること。
  - (3) 区内に所在地を置く販売店(オンラインショップを除く。)で購入した機器であること。
  - (4) 購入日が助成金の交付を受けようとする年度の4月1日以降であること。
  - (5) 未使用の機器であること。

(助成対象経費等)

第5条 この要綱による助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象者による既設の機器のリサイクルをともなう省エネ家電への買い替えのための助成対象機器の購入に要する経費(助成対象機器の設置に係る経費および既設の機器の処分に係る経費を除く)とする。

2 助成対象機器の台数は一世帯あたりエアコンおよび冷蔵庫各1台を上限とする。

(助成金の額等)

第6条 この要綱による助成金の額は、助成対象機器1台あたり10,000円を上限とし、区の予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が同一機器に対し、区以外の者から他の助成金等の交付を受けている場合においては、対象機器の購入金額(税抜)から当該他の助成金等を減じた額と前項に規定する額を比較し、いずれか低い額を助成金額とする。

3 前2項の助成金の額に1,000円未満の端数があるとき、またはその金額が1,000円未満であるときは、その端数または全額を切り捨てるものとする。

(助成金の交付の申請等)

第7条 この要綱による助成を受けようとする助成対象者(以下「申請者」という。)は、品川区省エネルギー家電設置助成金交付申請書(第1号様式)に、必要書類を添えて、別に定める期間内に品川区長(以下「区長」という。)に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区長は電子情報処理組織を使用して助成金の申請を行わせることができる。この場合において、申請者は電子上で第1号様式に記入の必要な事項を回答するとともに、前項に掲げる書類の電磁的記録を提出しなければならない。

(審査および結果の通知)

第8条 区長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、

助成を行うことを決定したときは品川区省エネルギー家電設置助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知し、助成を行わないと決定したときは品川区省エネルギー家電設置助成金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。ただし、品川区省エネルギー家電設置助成金交付決定通知書（第2号様式）については、申請者が指定する金融機関の預金口座への助成額の振り込みをもって代えることができる。

- 2 前項の場合において、区長は、必要があると認めるときは、決定前に実地調査を行うものとする。

（申請内容の変更）

第9条 助成決定者は、第7条に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ品川区省エネルギー家電設置助成金交付決定内容変更申請書（第4号様式）により区長に申請しなければならない。

- 2 区長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成要件に適合すると認めるときは、これを承認する。

（申請の取下げ）

第10条 助成決定者は、第8条の決定後、第7条の申請を取下げるときは、直ちに品川区省エネルギー家電設置助成金交付申請取下届出書（第5号様式）により区長に届け出るものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金交付に関し必要な事項は、都市環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

## 品川区省エネルギー家電設置助成金交付申請書

品川区長あて

「品川区省エネルギー家電設置助成金」の交付について、下記の通り申請および請求をします。

記

## 申請者情報

フリガナ			申請日	年	月	日
氏名						
住所	〒					
電話番号(日中連絡の取れるもの)						

## 購入機器情報

機器種類	<input type="radio"/> エアコン	<input type="radio"/> 冷蔵庫	<input type="radio"/> 両方			
メーカー・機種名						
機種型番						
購入店舗名			購入日	年	月	日
購入店舗住所						
本体購入金額(税抜)	(A)	円				
他の助成金の申請 および受給状況	(B)	円				
助成申請額	円		Ⓐ-Ⓑが1万円未満の場合はその金額(1,000円未満切捨)			

## 振込先金融機関

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合			支店名	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所			
金融機関コード				※不明な場合は空欄	支店コード			※不明な場合は空欄
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他			口座番号 (右詰め)				
口座名義人 (カタカナ)								
※必ず申請者ご本人様の口座を記入してください。 ※氏と名の間は1マス空けてください。濁点(°)・半濁点(°)は1文字として記入してください。								

区 使 用 欄	収受日	申請区分		チェック		受付者	決定区分	助成決定金額					不交付理由	2次チェック	管理番号	
	/	<input type="checkbox"/> 1:来庁	<input type="checkbox"/> 3:電子	申請書	添付書類		<input type="checkbox"/> 1:交付	<input type="checkbox"/>	1	0	0	0	0	円		
		<input type="checkbox"/> 2:郵送					<input type="checkbox"/> 2:不交付	<input type="checkbox"/>						円		

第2号様式（第8条関係）

品都環発第 号  
年 月 日

様

品川区長

**品川区省エネルギー家電設置助成金交付決定通知書**

このたび申請のありました品川区省エネルギー家電設置助成事業について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 審査結果 助成を決定しました。

2. 決定日 年 月 日

3. 助成対象者

4. 助成決定額 円

5. 留意事項 次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定の取消しとなりますので、ご注意ください。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成対象者として決定を受けたとき。
- (2) 品川区省エネルギー家電設置助成事業実施要綱、その他関係法令に違反したとき。

6. 問い合わせ先 都市環境部 環境課 環境管理係 TEL5742-6949

第3号様式(第8条関係)

年 月 日

様

品川区長

## 品川区省エネルギー家電設置助成金交付決定通知書

このたび申請のありました品川区省エネルギー家電設置助成事業について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 審査結果 非助成と決定しました。

2. 決定日 年 月 日

3. 非助成者

4. 非助成理由

5. 問い合わせ先 都市環境部 環境課 環境管理係 Tel:5742-6949

第4号様式（第9条関係）

年　月　日

## 品川区省エネルギー家電設置助成金交付決定内容変更申請書

品川区長あて

〒

申請者住所

申請者氏名

電話番号

年　月　日付で申請した、省エネルギー家電設置助成金交付申請について、下記のとおり変更するため、関係書類を添えて申請します。

記

### 1. 変更の内容

---

---

---

---

---

---

### 2. 変更理由

---

---

---

### 3. 添付書類

確認欄

対象機器の決定の変更に係る書類



第5号様式（第10条関係）

年　月　日

品川区省エネルギー家電設置助成金交付申請取下届出書

品川区長あて

〒

申請者住所

申請者氏名

電話番号

年　月　日付で申請した、省エネルギー家電設置助成金交付申請について、下記のとおり取り下げるため、届け出ます。

記

取下げの理由

---

---

---